

留学生住宅総合補償実施要項

(平成 24 年 1 月 4 日制定)
(平成 25 年 2 月 19 日改正)
(平成 25 年 9 月 13 日改正)
(平成 27 年 1 月 9 日改正)
(平成 31 年 3 月 1 日改正)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要項は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）定款第 4 条第 2 号に掲げる事業として、日本で学ぶ外国人留学生（以下「留学生」という。）の民間宿舎等への入居に際し、留学生が保証人を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、留学生の民間宿舎等への円滑な入居を支援するために実施する留学生住宅総合補償（以下「留補償」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(留学生の範囲)

第 2 条 留学生とは、日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及び出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成 2 年法務省告示第 145 号）（以下「法務大臣の告示」という。）をもって定められた日本語教育機関（以下「学校等」という。）に入学した者及び入学確実な者とする。

2 前項の留学生は、原則として入管法に規定する在留資格のうち、「留学」の資格を有する者とする。

(保証人の範囲)

第 3 条 保証人とは、留学生の民間宿舎等への入居に際し、賃貸借契約の連帯保証を行う機関又は個人とし、機関については、留学生の所属する学校等又は地域の国際交流機関等、個人については、留学生の所属する学校等において、留学生センター長・留学生課長等の教職員をそれぞれ原則とする。

2 保証を業務とする法人又は留学生から保証に関して委託金等を徴収する機関・個人は、留補償における保証人となることができない。

(留補償の構成)

第 4 条 留補償は、海外旅行保険（傷害後遺障害保険金支払特約・留学生賠償責任危険担保特約付）と保証人補償基金により構成され、それぞれの目的及び内容は以下のとおりとする。

区分	目的	内容
海外旅行保険(傷害後遺障害保険金支払特約・留学生賠償責任危険担保特約付)	留学生の失火等による賃貸人への賠償責任等に対する補償	海外旅行保険普通保険約款、傷害後遺障害保険金支払特約条項及び留学生賠償責任危険担保特約条項（以下「保険約款」という。）の内容で、本協会が保険契約者となり、保証人補償基金に加入する留学生全員を被保険者として東京海上日動火災保険株式会社（以下「保険会社」という。）との間で包括契約する保険
保証人補償基金	賃借人である留学生が債務を履行しないことによって保証人が被った損害に対する補償	学校等が負担する登録料及び留学生が拠出する保証人補償基金加入金（以下「加入金」という。）を原資として、本協会が運営する基金

第2章 協力校

(協力校の定義)

第5条 協力校とは、留学生住宅総合補償協力校約款（以下「協力校約款」という。）を承諾した上で所定の申請を行い、本協会理事長（以下「理事長」という。）が加入を承認した学校等をいう。

2 協力校として加入できる学校等は、第2条第1項に定める留学生が在籍する学校等とする。

(協力校の申請)

第6条 協力校として加入を希望する学校等は、留学生住宅総合補償協力校加入申込書（以下「加入申込書」という。）（別紙様式1）に必要事項を記載の上、理事長に提出しなければならない。

(登録料の納付)

第7条 学校等は、協力校加入にあたり別に定める登録料を負担するものとする。

(協力校の事務)

第8条 協力校は、留学生及び教職員に対し留補償の周知を図るとともに、加入の取りまとめ・異動・事故対応等協力校約款に定められた事務を取り扱うものとする。

第3章 加入及び保険料・加入金

(加入)

第9条 留学生で加入を希望する者は、協力校を通じて本協会へ申込むものとする。ただし、海外旅行保険保険料（以下「保険料」という。）及び加入金は、留学生又は協力校が本協会へ振込むものとする。

2 加入期間は、原則として第2条第2項に規定する留学生の在留期間に応じて、1年間又は2年間とする。

ただし、既に留補償に加入している者は、期間満了前に所定の手続きを完了させることで、6か月間補償を延長することができる。

3 海外旅行保険と保証人補償基金は一括して加入するものとする。

4 協力校は、保険料及び加入金を支払済みの留学生に加入者控を発行するものとする。

5 本条に定める手続きは、本協会が指定する、電磁的に表示・記録する方式により行うものとする。

(保険料及び加入金と支払限度額)

第10条 保険料及び加入金は、次のとおりとする。

加入期間	保険料及び加入金
1年間	4,000円（保険料2,500円＋加入金1,500円）
2年間	8,000円（保険料5,000円＋加入金3,000円）

前条第2項但し書きにより6か月間延長する場合、保険料及び加入金は次のとおりとする。

延長期間	保険料及び加入金
6か月間	2,000円（保険料1,250円＋加入金750円）

2 海外旅行保険に係る保険金（以下「保険金」という。）及び補償金の支払内容は次のとおりとする。

補償項目	保険金及び補償金支払限度額	対象	適用制度
(1) 海外旅行保険			
①留学生賠償責任	5,000万円	留学生	保険
②傷害後遺障害	240万円		
(2) 家賃等補償	30万円	保証人	基金

3 留学生又は協力校が、保険料及び加入金の振込み後、協力校が、加入者名簿を本協会に提出する前に留補償への加入の必要がなくなった場合、当該保険料及び加入金を返戻する。なお、返戻に要する費用は本協会の負担とする。

(保険料及び加入金の納入)

第11条 加入を希望する留学生は、保険料と加入金を合わせて本協会へ納入する。

2 本協会は、当該保険料を保険会社へ納入する。

(保険・補償期間)

第12条 留補償の支払責任の始期及び終期は、加入期間に対応するものとし、責任の始期は、留学生が本補

償加入の際に指定する加入手続き完了日（留学生又は協力校が本協会に保険料及び加入金を振込み、かつ、学校等が、加入者控を発行した日）の翌日又は留学生の賃貸借契約開始日のいずれか遅い方の日の午前0時とする。また、責任の終期は、責任期間終了年の始期応当日前日の午後12時とする。ただし、延長の場合には、原責任期間満了となる月から起算し6か月を経過した応当日前日の午後12時とする。

2 既に留補償に加入している者が、前項終期満了後これを継続するため、期間の満了前に第9条に定める手続きを完了している場合、責任の始期は原責任期間満了の日の翌日午前0時からとする。

3 加入手続き時の賃貸借契約の終了、連帯保証人の死亡等の事実が発生したにもかかわらず、第14条に定める通知の手続きを怠った場合、留補償の支払責任期間は終了する。

4 原則として「留学」の在留資格による在留期間が終了した場合、留補償の補償は終了する。

（保険料及び加入金の返還）

第13条 加入者が加入期間の途中で解約する場合は、原則として保証人の承認を得るものとし、納入された保険料及び加入金は、在籍する協力校を経由した本人の請求により保険約款及び本実施要項に基づき返還される。

2 海外旅行保険は、納入した保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額が返還される。

3 保証人補償基金は、未経過期間が1年以上の場合に限り加入金を返還されるものとし、返還額は1年分の加入金額とする。

4 前2項の返還に要する費用は本協会の負担とする。

（通知義務）

第14条 留学生は留補償申込みの前後を問わず、次の事実が発生したことを知った時は、協力校を通じ、遅滞なくその旨を保証人、本協会及び保険会社に通知し、その承諾を得なければならない。

(1) 海外旅行保険と全部又は一部について支払責任が同一である他の保険契約又は同一の賃貸借契約に係る他の保証契約の締結

(2) 賃貸借物件の変更又は追加

(3) 保証人の変更

(4) 在籍する学校等の変更

(5) 第16条に掲げる債務不履行があった場合における賃貸人の権利保全又は行使の方法の変更（敷金の減額、放棄を含む。）

(6) その他、補償金支払に重大な影響を及ぼすべき事実

第4章 保険金の支払い

（保険金の支払い）

第15条 保険会社は、留学生からの請求に基づき、第4条に定める保険約款により保険金を支払う。

第5章 保証人補償基金

（補償金の支払い）

第16条 本協会は、賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことによって保証人が損害を被った場合、保証人からの申請に基づき、補償金を支払う。

(1) 家賃もしくは賃料及び共益費（以下「家賃等」という。）の支払い

(2) 借戸室等の修理又は原状回復費用の支払い

（補償金を支払わない場合）

第17条 次に掲げる損害に対しては、補償金を支払わない。

(1) 賃借人である留学生が賃貸人に対して負担する債務とは認められない次に掲げる損害

ア 光熱水料

イ 町内会費

ウ その他、賃貸人が賃借人に代わって支払う義務のない債務の履行による損害

(2) 保証人、賃貸人又はこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

- (3) 家賃等の公正妥当でない値上げ、環境悪化、賃貸人の義務不履行等に起因して賃貸人と賃借人との間に争いがある場合に生じた不履行に基づく損害
 - (4) 補償期間の開始時に家賃等の支払いの履行遅滞が生じていた賃借人にかかる損害。ただし、第12条第2項に規定する補償期間の継続において、協力校が相当の注意を払ったにもかかわらず損害を認識できなかった時は、この限りではない。
 - (5) 補償期間が開始してもなお、賃貸借契約書が作成されていない場合、又は賃貸借契約の保証人が確定していない場合
 - (6) 賃貸借契約締結後に、賃貸人、連帯保証人及び協力校の同意を得ることなく賃借人の変更又は転貸借契約をした場合
 - (7) 留補償の申込み時に、留学生、保証人、又はこれらの代理人に詐欺行為があった場合
- (補償金の申請)

第18条 保証人は、原則として次の各号の事情の発生を知った時から30日以内に、別に定める申請書類を本協会に提出し、補償金を申請するものとする。

- (1) 補償金の支払対象となる債務不履行によって、賃貸人が、当該賃貸借契約を解除し、かつ、補償期間中に留学生に当該賃貸借物件の明け渡しを完了させた時
- (2) 賃貸借契約が前号の事由によらないで終了し、補償期間中に留学生が賃貸借物件の明け渡しを完了した場合において、補償金の支払対象となる債務の履行遅滞が相当期間に及ぶ等の理由から、保証人がその取立てを困難であると認めた時

2 本条及び第19条並びに第23条に定める手続きは、本協会が指定する、電磁的に表示、記録する方式により行うものとする。

(補償金支払の時期)

第19条 本協会は、保証人より前項の書類を受領し、審査の結果正当と認めた場合、その旨を文書で通知し、2か月以内に保証人に補償金を支払うこととする。

(補償金の限度)

第20条 本協会は、学校等に在籍する留学生の保証人補償基金の支払対象となる事故について、補償期間中、1契約につき1回に限り、30万円を上限として、保証人に補償金を支払うものとする。

2 前項にかかわらず、補償金の支払限度額は、保証人補償基金積立資産の範囲内とする。

(求償権の譲渡)

第21条 保証人が補償金を受領した場合、保証した留学生に対する補償金相当額の債権は、本協会に譲渡されたものとする。

(他の保険契約等がある場合の補償金)

第22条 保証人が、他に重複する保険契約等を締結している場合において、それぞれの契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超過する場合、本協会は次のいずれかに定める額を補償金として支払うものとする。

- (1) 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合

第20条に定める補償金

- (2) 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合

損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。ただし、第20条に定める額を上限とする。

(審査及び決定)

第23条 本協会は、補償金申請書について速やかに審査の上、支払いの可否を決定するものとする。

2 審査のため、特に必要と認められる場合、補償金申請者又は関係者に、必要な書類の提出、もしくは説明を求めることができるものとする。なお、正当な理由なく協力が得られない場合、補償金の支払いは行わないものとする。

3 審査の結果、申請を却下する場合、理由を付してその旨を補償金申請者に、文書で通知するものとする。

(不服の申し出)

第24条 補償金申請者が審査の結果に不服のある場合、異議申し立てを文書で、補償金の支払日または前条第3項の通知書の到着した日から30日以内に、理事長に申し出るものとする。

(再審査)

第 25 条 本協会は、異議申し立てがあった時は、外部の有識者を含む補償審査委員会を設置し、再審査を行うものとする。

(補償金の返還)

第 26 条 本協会は、補償金の支払いに関し、申請原因に虚偽の事実があったとき及び申請又は受領に不正の事実があった時は、補償金の支払いは行わない。既に支払った補償金については、その全額の返還を求めることができる。

第 6 章 補 則

(個人情報取扱)

第 27 条 留補償に係る個人情報は、個人情報保護規則その他関係法令に基づき、適切な管理を行うものとする。

(委 任)

第 28 条 この実施要項に定めるもののほか、留補償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項ただし書きによる延長は、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 補償開始日が平成 22 年 2 月 28 日以前の加入者については、第 10 条第 3 項表中の②傷害後遺障害に係る保険金支払・補償金給付限度額について、260 万円と読み替えるものとする。
- 3 留学生住宅総合補償実施要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

付 則

この要項は、平成 25 年 2 月 19 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

